

市県民税等 申告相談

期間 2/16(月)～3/16(月)

会場 市民交流センター(こもろプラザ2階)

詳細はコチラ▼



問 市県民税申告相談について … 税務課 市民税係
確定申告、源泉徴収票、e-Taxについて … 佐久税務署 ☎0267-67-3460
※P16のお知らせも合わせてご覧ください。

●申告が必要な方

▶市県民税の申告

R8/1/1現在、小諸市内に住所がある方は、基本的に市県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- 所得税の確定申告をする方
- 給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている方
- 小諸市内に住所のある親族の確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている方
- 遺族年金・障害年金等の非課税所得のみで、過去に同様の内容で申告をしたことがある方

▶市県民税の電子申告がスタートします

令和8年度（令和7年中所得）の市県民税申告について、電子申告がスタートします。所得税の確定申告と同様に、マイナンバーカードを用いてスマホやパソコンから申告が可能となります。申告会場に出向くことや、申告書の記載・印刷・郵送が不要となりますので、ぜひご活用ください。電子申告について、詳しくは市HP及び「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」（地方税共同機構）からご確認ください▶



▶市県民税申告のお知らせについて、

申告書等の送付を廃止し、はがきによる通知に変更します

電子申告が開始されることに伴い、市県民税が必要と思われる方に対してこれまで申告書等を送付していましたが、今年度からハガキによる通知に変更いたします。申告書等が必要な方は、市HPからダウンロード頂くか、市役所税務課窓口までお越しください。なお、ハガキによる対象者への通知は1月下旬を予定しています。

▶所得税の確定申告

次に該当し、所得税が発生する方は、確定申告が必要です。

- 給与収入を年末調整していない方
- 営業・農業・不動産等の所得がある方
- 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある方

▶佐久税務署での申告

次に該当する方は、書類審査等があるため、佐久税務署での確定申告をお願いします。

- 土地・建物や株式の売買（譲渡）があった方
- 家屋の新築・増改築・購入等で、
初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方
(バリアフリー改修、省エネ改修等を含む)
- 暗号資産（仮想通貨）、FX、J-REIT等がある方
- 損益通算を必要とする方
- 税務署から申告案内状が郵送された方
- 消費税の申告、贈与税の申告、青色申告の方
- 過年度の申告、亡くなった方の準確定申告をする方

●申告を忘れると…

所得額や税額は国・県・市の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れるは国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険、保育料、市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。

申告相談会の詳しい日程は、広報こもろ2月号に掲載します。

相談の予約は
小諸市公式LINEが
便利です

待ち時間の少ない便利なLINE
予約をぜひご利用ください。

▶期間

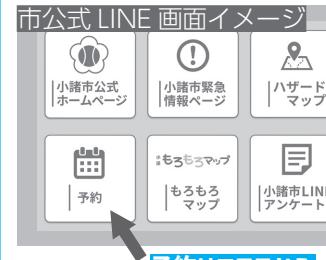
R8/1/9(金)～

希望する相談日の前日 17時まで

▶方法

小諸市公式LINEの
メニューから予約申込み
(友だち登録が必要です)

登録は
こちらから⇒



確定申告は 24時間 365日
申告可能なオンライン申請
(e-Tax) をご利用ください

申告会場における混雑緩和の
ため、メンテナンス期間を
除きいつでもどこでもお手持ちの
スマートフォン等で申告
可能なe-Taxの積極的なご利用
をお願いします。



◀ e-Tax
ホームページ